

65 歳以上の障害福祉サービス利用希望の方について

65 歳以上の方が障害福祉サービス及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という）を希望する場合は以下の目的のため原則地域包括支援センターにて「元気アップチェック」を行う。

目的：①介護保険、総合支援事業の該当となるか確認を行う。

②支援の引継ぎをスムーズに行うため、地域に住む 65 歳以上の障害者を担当エリアの地域包括支援センターが把握する。

③必要時相談ができるよう、地域包括支援センターを本人に紹介する。

（1）障害福祉サービス等と介護保険サービスとの適用関係

介護保険給付又は地域支援事業と自立支援給付との適用関係については、当該給付調整規定に基づき、介護保険給付又は地域支援事業（介護保険サービス）が優先される。よって、被保険者が必要とする支援が介護保険サービス及び障害福祉サービス等で利用できる場合は、介護保険サービス（介護給付または総合事業）を優先し利用する。

① 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）で障害福祉サービスの利用を希望する場合

- ・必要とする支援が介護保険サービスで利用できる場合は、介護保険の要支援・要介護認定を受ける。
- ・障害福祉サービスの訓練等給付や、要支援・要介護認定が非該当で介護給付を必要とする場合は、障害福祉サービス等を申請できる。
- ・次の場合に、元気アップチェック（基本チェックリスト）を実施する。
 - ア 障害福祉サービス等新規申請希望者
 - イ 現に障害福祉サービス等を利用中の方で 65 歳到達時
 - ウ 障害福祉サービス等利用者の状況に変化が生じたとき
（サービスの支給量変更、区分変更が必要な場合）

② 40 歳以上 65 歳未満（第 2 号被保険者）で介護保険の認定の申請が可能な 16 疾病に該当する場合

- ・第 2 号被保険者は総合事業の利用対象者とならない。
- ・必要とする支援が介護保険サービスで利用できる場合は、要支援・要介護認定等を受ける。
- ・障害福祉サービス独自のサービスや、要支援・要介護認定が非該当で介護給付を必要とする場合は、障害福祉サービスを申請できる（要支援・要介護認定非該当の結果が出ているため元気アップチェックは必要ない）。

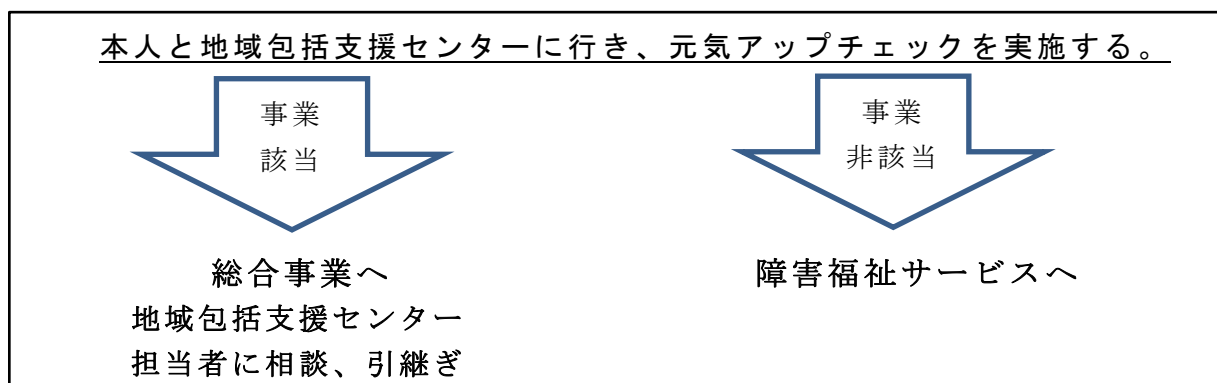
※40 歳以上 65 歳未満の生活保護受給者は、第 2 号被保険者にはならないため、障害福祉サービス等の対象者となる。

(2) 元気アップチェックの実施方法

○本人と相談支援専門員又は本人の同行が難しい場合は本人の同意を得て相談支援専門員が担当エリアの地域包括支援センターに相談する。

※基本チェックリスト No.18～20 の認知機能の低下項目において、知的障害の場合は生来性であることを相談支援専門員が地域包括支援センター職員へ伝える。

○元気アップチェックの確認を依頼する（確認後基本チェックリストに地域包括支援センター名、担当者名を欄外に記載）。非該当の場合は元気アップチェック（地域包括支援センターにて判定結果欄にすべて非該当(×)のチェックがついた用紙）を持って障害福祉サービスの新規または更新申請をする。



※65歳以上の方（第1号被保険者）については、**65歳到達の6ヶ月前に相談支援専門員が地域包括支援センターに相談し、**情報を共有。本人に対し、介護保険への移行の必要性や介護保険の自己負担等を丁寧に説明・確認する。必要な支援が介護保険サービスで受けられるか、申請前やモニタリング時には確認する。65歳到達の方の元気アップチェックは余裕を持って行う。

※65歳到達にあたり、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する方については、誕生日前日の90日前から介護保険の申請が可能。

参考

○計画相談について

介護保険の要介護1～5認定者については居宅サービス計画の作成、要支援1・2及び総合事業利用対象者について介護予防サービス・支援計画書を作成することから、基本的には障害福祉サービス等を位置づけた居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画書をサービス等利用計画とみなして障害福祉サービス等を支給する。

【問い合わせ先】

福祉保健部福祉支援室障がい福祉課

相談支援係 055-237-5240

サービス支援係 055-237-5654

【障害福祉サービス等の内容】 サービスが障害福祉サービス独自のサービス

サービス	対 象	内 容	
居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	区分 1 以上	身体介護	入浴、排泄または食事等の介護。
		家事援助	調理、掃除、洗濯等の援助。
			※視覚障がい者への代読代筆
		通院等介助	通院等における移動等の介助。
乗降介助	車両等への乗車または降車の介助。		
重度訪問介護	区分 4 以上で 2 肢以上に麻痺、その他移動や介護の項目に該当する者、もしくは強度行動障がい者を有する者で行動関連項目 10 点以上	重度の障がいがあり常に介護が必要な障がい者（児）に自宅での身体介護や家事支援、外出時の移動の支援を行う。	
行 動 援 護	知的・精神障がい者（児）、区分 3 以上で行動関連項目 10 点以上	知的または精神の障がいにより行動が困難で常に介護が必要な障がい者等に、行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護を行う。	
重度障害者等包括支援	区分 6、意思疎通困難、四肢麻痺で寝たきり（気管切開・人工呼吸器使用）、又は最重度知的障がい者、又は行動関連項目 10 点以上	常に介護が必要な障がい者（児）の中でも特にその介護の必要性が高い場合に、居宅介護やその他複数の障害福祉サービスを包括的に提供する。	
同 行 援 護	同行援護アセスメント票の項目に該当	視覚障がい者を対象に、移動時及びそれに伴う外出時においての必要な支援を行う（外出先での代筆、代読、排泄、食事等を含む）。	
生 活 介 護	区分 3 以上 (50 歳以上は区分 2 以上)	常に介護が必要な障がい者に、施設で入浴・排泄・食事などの介護や創作的活動の機会の提供を行う。	
短 期 入 所	区分 1 以上	介護者が疾病等の場合、短期入所する。	
療 養 介 護	区分 6 の ALS 等気管切開・人工呼吸器使用、区分 5 以上筋力ストロキ-又は重度心身障がい者	医療的管理下において常に介護が必要な障がい者に、医療機関で機能訓練や療養上管理・看護・介護を行う。	
自 立 訓 練	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者又は難病等対象者。	施設や特別支援学校から地域生活への移行のため、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行う。	
就 労 移 行 支 援	65 歳未満の就労希望者	就労を希望する障がい者に、一定期間生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。	
就 労 継 続 支 援 (A 型、B 型)	A（雇用）型：雇用による就労が可能で 65 歳未満の障がい者	通常の事業所で働くことが困難な障がい者に、働く場を提供し、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行う。	
	B（非雇用）型：就労移行支援等で雇用に結びつかなかった障がい者等		
就 労 定 着 支 援 ※H30 年度新設	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者	利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施する。	

サービス	対 象	内 容
自立生活援助 ※H30年度新設	①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者②現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者③障がいや疾病等のある家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者	自立生活援助は、定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に実施する。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営むべき住居において、日常生活の支援や相談を必要とする障がい者	地域で共同の生活を行う障がい者に、相談や日常生活上の援助を行う。また、必要に応じて入浴・排泄・食事などの介護等を行う。
施設入所支援	区分4以上 (50歳以上は区分3以上)	施設に入所する障がい者に夜間や休日の入浴・排泄・食事などの介護等を行う。
地域移行支援	①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者②精神科病院に長期入院している精神障がい者③救護施設又は更生施設に入所している障がい者④刑事施設に収容されている障がい者⑤更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
地域定着支援	①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者②居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がいや疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者 なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

サービス	対 象	内 容
日 中 一 時 支 援 事 業	<p>原則として甲府市に住所を有し、次のいずれかに該当する者で、家族や介護者不在の日中に見守り等の支援が必要と認められる者</p> <p>① 身体障がい者 ② 知的障がい者 ③ 精神障がい者 ④ 発達障がい者 ⑤ 難病等対象者</p>	<p>障がい者等の家族の一時的な休息を目的として、障がい者等の一時的な預かり並びに預かり先施設までの送迎サービスを行う。</p>
移 動 支 援 事 業	<p>原則として甲府市に住所を有し、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 全身性身体障がい者 ② 視覚障がい者 ③ 知的障がい者 ④ 精神障がい者 ⑤ 難病等対象者 ⑥ その他福祉事務所長が必要と認めた者</p>	<p>屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出、計画相談等により支援が必要と認められた外出の支援を行う。</p> <p>① ヘルパー支援型 個別支援が必要な者にヘルパーが付き添うマンツーマンによる支援。 (同行援護・行動援護・重度訪問介護のサービス提供者を除く)</p> <p>② 車両移送型 1人では公共交通機関を利用できない者に車両による支援を行う。</p> <p>【対象とならないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤・営業等の経済活動に係る外出 ・通年かつ定期的・長期にわたる通園・通学、通所、通院 ・社会通念上不適当な外出